

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月3日
【計算期間】	第2期（自 平成24年9月6日 至 平成25年9月5日）
【ファンド名】	２２５ブル型オープン２
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの概ね2倍程度となることを目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（ブル・ベア型）」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型投信		不動産投信	
	内 外	その他資産 （ ）	特 殊 型 （ブル・ベア型）
		資産複合	

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
--------	------	--------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	ブル・ベア型
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	条件付運用型
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	ロング・ショート型/絶対 収益追求型
不動産投信		中南米	
その他資産 (株価指数先物取引)	その他 ()	アフリカ	その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

ファンドは、わが国の株価指数先物取引を積極的に活用して運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（株価指数先物取引）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- （１）株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- （５）資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- （３）ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- （１）インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、〔属性区分表の定義〕で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

（１）株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

(1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

(1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- （３）ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- （４）その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（３）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの概ね2倍程度となることを目指して運用を行います。
- 運用にあたっては、株価指数先物取引の買建てを行うとともに、信託金については、主としてコール・ローン等の安定資産で運用を行います。
- 株価指数先物取引の買建玉の時価総額が、原則として、投資信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整を行います。
- 追加設定・解約および株式市場の値動きに伴う買建玉の調整は、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応を行います。
※なお、当日のナイト・セッション（翌営業日を取引日とする取引）により対応する場合があります。
- 投資する株価指数先物取引については、原則として、日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引とします。ただし、流動性や、市場情勢の変化等に応じて、わが国の他の株価指数先物取引を利用することもあります。
 - ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
 - ・「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
 - ・ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用およびファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。
 - ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
 - ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、株価指数先物取引を純資産総額の2倍程度買建てて運用を行うため、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、株価指数先物価格に変動がない場合でも、ファンドの追加設定・一部解約への対応等で、基準価額が変動する可能性があります。したがって、追加的記載事項および投資リスクをご参照いただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの「概ね2倍程度」となることを目指して運用を行います。2日以上離れた日との比較で、「概ね2倍程度」となることを目指してはおりません。したがって、投資タイミングを慎重にご検討のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

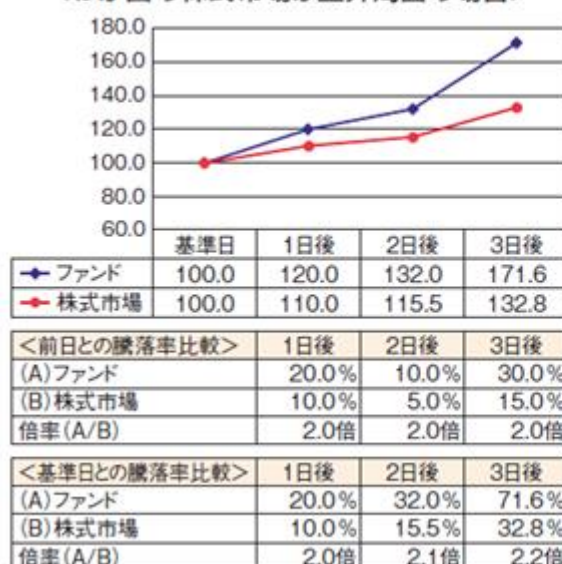
- 基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「概ね2倍程度」となるのは、1日前と比較した場合です。2日以上離れた日との比較では、基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「概ね2倍程度」とはなりません。

これは、株価指数先物価格の騰落により、純資産総額に対する先物の買建玉の時価総額の比率が変動し、その場合に建玉の調整を行うことなどに起因しています。

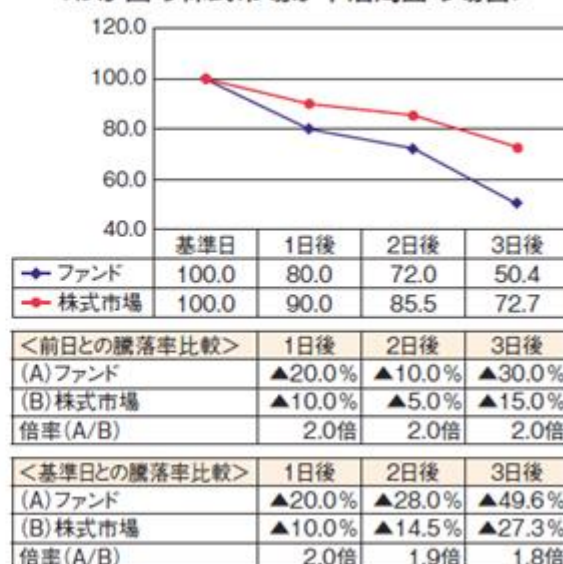
以下の3例は、基準日を100として、わが国の株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きをわかりやすく説明したものです。（実際の値動きを示したものではありません。）

特に、＜わが国の株式市場が上昇・下落をしながら推移する場合＞においては、3日後の株式市場が基準日と同じ100であるにもかかわらず、ファンドの3日後の基準価額は基準日の100から93.4に下落していることに注意して下さい。

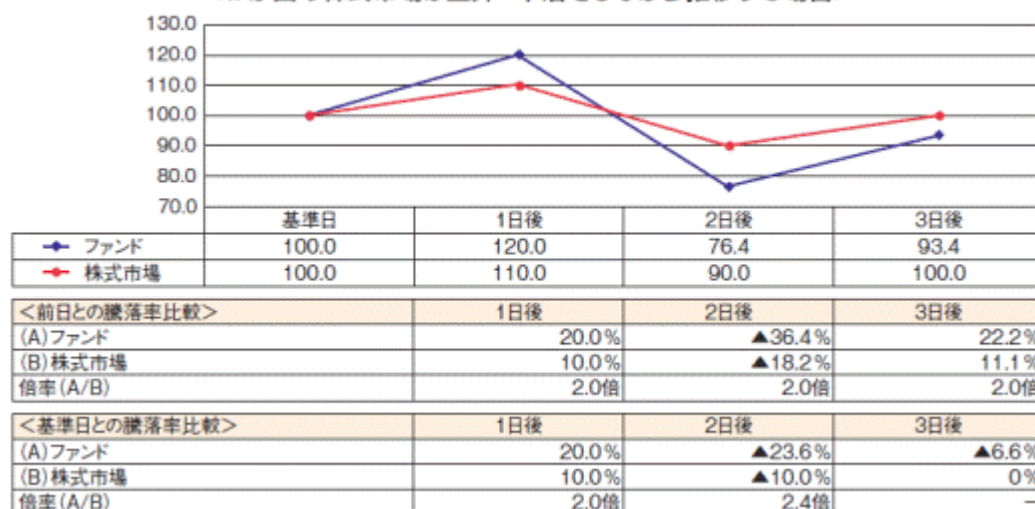
＜わが国の株式市場が上昇局面の場合＞



＜わが国の株式市場が下落局面の場合＞



＜わが国の株式市場が上昇・下落をしながら推移する場合＞



- ファンドは、インデックスファンドではありません。

ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの「概ね2倍程度」となることを目指して運用を行います。従って、わが国の株式市場との連動を目指すインデックスファンドではなく、また、わが国の株式市場の値動きに中長期的な期間において2倍程度の連動を目指して運用を行うものでもありません。

- 主として、以下の要因により運用目標が達成できない場合があります。

A. 株価指数先物取引の値動きとわが国の株式市場全体の値動きが一致しない場合

ファンドの基準価額は、株価指数先物取引の値動きを反映したものになります。したがって、日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引などの値動きと、わが国の株式市場全体の値動きを示す日経平均株価（225種）などの株価指数の値動きが一致しない場合、目標とする投資成果は達成できません。

B. 日々の追加設定・一部解約に対応した株価指数先物取引の約定価格とファンドの評価に使用する終値に差が生じた場合

ファンドは、追加設定・一部解約がある場合、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応を行います。したがって、組入比率の調整の際の株価指数先物取引の約定価格とファンドの評価に使用する終値との価格差が、基準価額に影響を与えることになります。株価指数先物取引の終値に変化がない場合でも、この価格差が原因で、基準価額が変動する場合があります。

C. 株価指数先物取引の大幅・急激な変動等が原因で、組入比率の調整に必要な株価指数先物取引の取引数量のうち、全部又は一部が取引不成立となった場合

D. 株価指数先物取引の限月^(注)交代に対応する際のロール・オーバーコスト

株価指数先物取引のロール・オーバー（近い限月の取引を決済し、先の限月の取引へ乗換えることをいいます。）の際に必要な売買委託手数料や限月間の価格差が、基準価額に影響を与えます。

（注）限月とは、先物取引において取引期限が満了となる月のことをいいます。

E. 金利裁定が株価指数先物取引の価格形成に及ぼす影響（キャリーコストの影響）

F. ファンドの純資産総額が小規模になった場合に、株価指数先物取引の最低取引単位が原因で、株価指数先物取引の組入比率をファンドの純資産総額の2倍程度に調整を行うことができなくなった場合

G. 株価指数先物取引の売買委託手数料、ファンドの信託報酬や財務諸表の監査費用などのコストを負担することによる影響

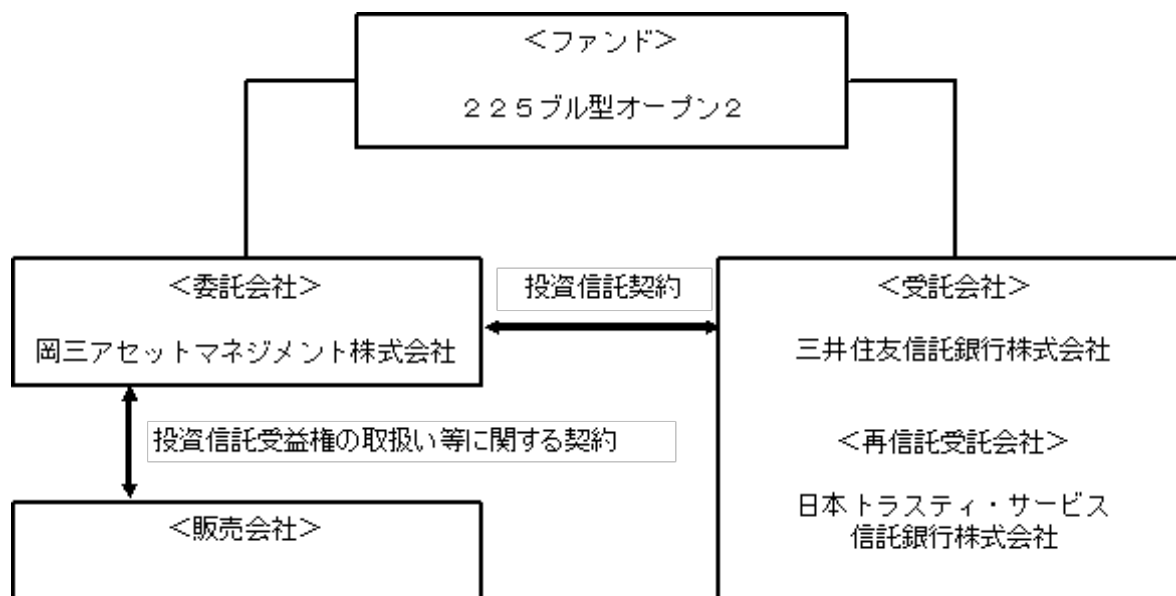
※上記以外の要因によっても、運用目標が達成できない可能性があります。

（2）【ファンドの沿革】

平成23年9月7日 投資信託契約締結、設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（平成25年9月末日現在）

資本金

10億円

委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの概ね2倍程度となることを目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

わが国の株価指数先物取引を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの概ね2倍程度となることを目指して運用を行います。

ロ．運用にあたっては、株価指数先物取引の買建てを行うとともに、信託金については、主としてコール・ローン等の安定資産で運用を行います。

ハ．株価指数先物取引の買建玉の時価総額が、原則として、投資信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整を行います。

ニ．追加設定・解約および株式市場の値動きに伴う買建玉の調整は、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応を行います。

なお、当日のナイト・セッション(翌営業日を取引日とする取引)により対応する場合があります。

ホ．投資する株価指数先物取引については、原則として、日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引とします。ただし、流動性や、市場情勢の変化等に応じて、わが国の他の株価指数先物取引を利用することもあります

ヘ．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引に限ります。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ．株券または新株引受権証書

ロ．国債証券

ハ．地方債証券

ニ．特別の法律により法人の発行する債券

ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

チ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

リ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ヌ．コマーシャル・ペーパー

ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ．からル．までの証券または証書の性質を有するもの

ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

カ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

- ヨ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- タ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- レ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- ソ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ネ．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- ナ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ラ．外国の者に対する権利でナ.の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

- ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ヘ．外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

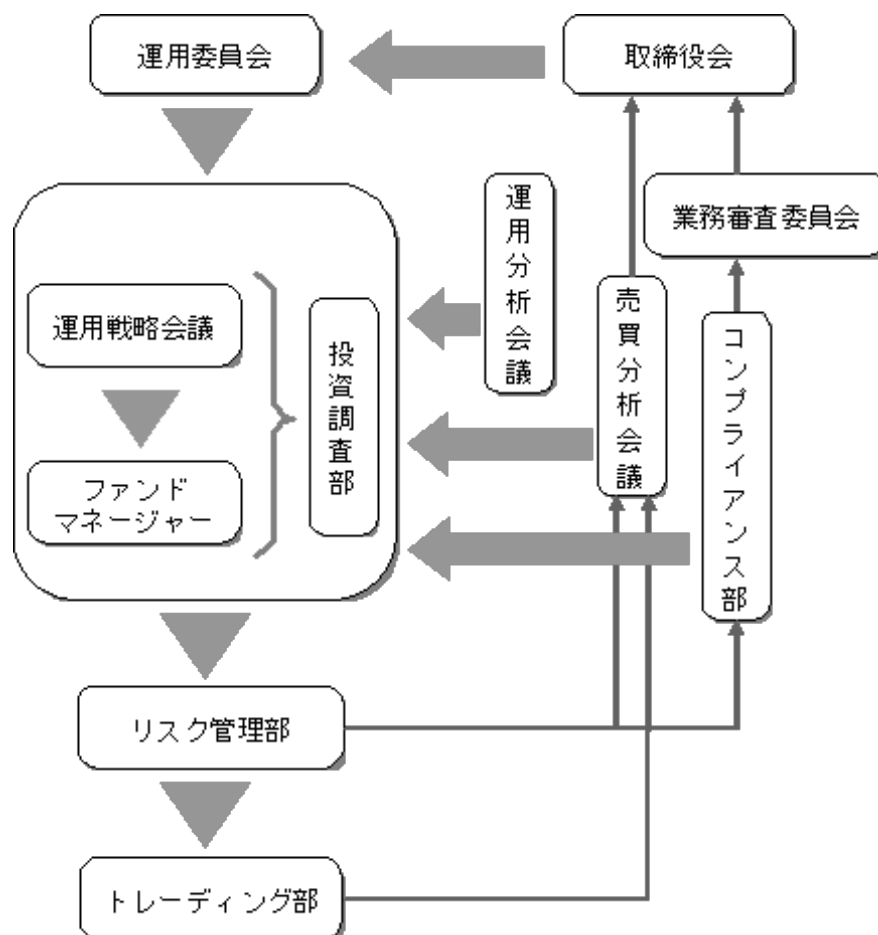
c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (5名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。

リスク管理部 （6名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。 また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成25年9月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

毎年9月5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、分配金の支払いを保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 投資する株式等の範囲
 - a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b 上記aの規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 信用取引の指図、目的および指図範囲
 - a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - b 上記aの信用取引の指図は、イ.からヘ.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつイ.からヘ.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - ロ. 株式分割により取得する株券
 - ハ. 有償増資により取得する株券
 - ニ. 売出しにより取得する株券
 - ホ. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券

- d 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引等を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの概ね2倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、大きな損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

■ 株価指数先物の価格変動リスク

日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引などの価格は、日経平均株価（225種）などの株価指数の値動き、先物市場の需給等の影響により変動します。

買建てた株価指数先物の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、買建てた株価指数先物の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

買建てた株価指数先物の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

なお、ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの概ね2倍程度となることを目指して運用を行うため、日々の基準価額の値動きは、株価指数先物の価格が上昇した場合は当該上昇率の2倍程度の率で上昇し、株価指数先物の価格が下落した場合は当該下落率の2倍程度の率で下落し、大きな損失が生じる可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ・ 株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき、株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込および解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた取得申込および解約請求の受付を取消すことがあります。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の実施状況に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。

償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率0.9135%（税抜0.87%）を乗じて得た金額です。

消費税率が8%になった場合は、年率0.9396%となります。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年率0.87%（税抜）
内 委託会社	年率0.41%（税抜）
内 販売会社	年率0.41%（税抜）
内 受託会社	年率0.05%（税抜）

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、株価指数先物取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0105%（税抜0.01%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

消費税率が8%になった場合は、年率0.0108%となります。

- ファンドの解約に伴う支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）

平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成25年9月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

平成25年9月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		7,659,686,873	100.00
合計（純資産総額）		7,659,686,873	100.00

（注）その他の資産には現先取引を含みます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数 先物取引	日本	大阪証券 取引所	日経平均株価 指数先物	買建	1,073	日本円	15,543,503,470	15,515,580,000	202.56

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 （1口当たり）
	円	円
第1期計算期間末 （平成24年 9月 5日）	6,242,033,121 （分配付） 6,242,033,121 （分配落）	0.9521 （分配付） 0.9521 （分配落）
第2期計算期間末 （平成25年 9月 5日）	8,001,673,452 （分配付） 8,001,673,452 （分配落）	2.3531 （分配付） 2.3531 （分配落）
平成24年 9月末日	6,744,971,404	1.0105
10月末日	6,942,269,449	1.0165

11月末日	5,213,057,186	1.1375
12月末日	3,535,993,388	1.3719
平成25年 1月末日	3,831,213,460	1.5589
2月末日	4,648,964,003	1.6617
3月末日	5,367,131,550	1.9433
4月末日	6,111,883,729	2.4226
5月末日	6,806,570,599	2.3301
6月末日	8,067,995,899	2.2829
7月末日	6,958,366,270	2.2403
8月末日	7,533,888,788	2.1425
9月末日	7,659,686,873	2.5228

【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	自平成23年 9月 7日至平成24年 9月 5日	0円
第2期計算期間	自平成24年 9月 6日至平成25年 9月 5日	0円

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自平成23年 9月 7日至平成24年 9月 5日	4.8
第2期計算期間	自平成24年 9月 6日至平成25年 9月 5日	147.1

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	23,204,577,291	16,648,623,347
第2期計算期間	13,568,057,328	16,723,518,883

(参考情報)

運用実績

基準価額・純資産の推移(2011年9月7日～2013年9月30日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2013年9月30日現在
分配金の推移

2013年9月	0円
2012年9月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

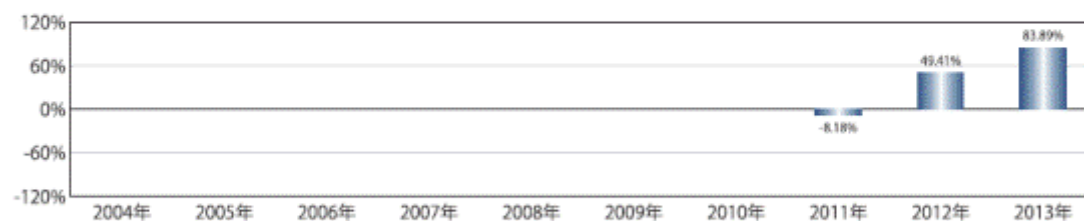
資産	純資産比率
その他資産	100.00%
合計	100.00%
株式先物	202.56%

※その他資産には現金取引を含めて表示しております。

株式先物の状況

銘柄名	買建・売建	純資産比率
日経平均株価指数先物	買建	202.56%

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2011年はファンドの設定日から年末まで、2013年は9月末までの騰落率を示しています。
 ※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計(税引前)の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後2時30分までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 申込単位は、1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位です。なお、販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- 1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。
基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。
なお、償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

■ 取得申込みの受付の中止及び取消

委託会社は、以下の場合において、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

- わが国の取引所における日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
- わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- 上記に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後2時30分までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。

解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。

- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

委託会社は、以下の場合において、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。

- a わが国の取引所における日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
- b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- c 上記に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法で評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 株価指数先物取引の評価

株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成23年9月7日から平成26年9月5日までとします。

ただし、投資信託契約の解約(繰上償還)の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年9月6日から翌年9月5日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

■ 投資信託契約の解約(繰上償還)

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 反対者の買取請求権
投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
 - 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。
 - 運用報告書の交付
委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年9月6日から翌年9月5日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。
 - 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.okasan-am.jp>
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
 - 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成24年9月6日から平成25年9月5日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

225ブル型オープン2

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成24年 9 月 5 日現在)	第2期 (平成25年 9 月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,199,807,422	3,120,378,609
派生商品評価勘定	486,345,300	975,910,580
現先取引勘定	3,799,620,000	4,597,378,000
未収入金	-	886,400
未収利息	5,335	4,181
差入委託証拠金	280,220,000	642,120,000
流動資産合計	6,765,998,057	9,336,677,770
資産合計	6,765,998,057	9,336,677,770
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,745,700	-
前受金	483,120,000	977,024,000
未払金	3,221,000	-
未払解約金	6,292,140	327,410,094
未払受託者報酬	1,510,581	1,736,952
未払委託者報酬	24,773,465	28,485,942
その他未払費用	302,050	347,330
流動負債合計	523,964,936	1,335,004,318
負債合計	523,964,936	1,335,004,318
純資産の部		
元本等		
元本	*1 6,555,953,944	*1 3,400,492,389
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	313,920,823	4,601,181,063
（分配準備積立金）	-	468,045,173
元本等合計	6,242,033,121	8,001,673,452
純資産合計	*3 6,242,033,121	*3 8,001,673,452
負債純資産合計	6,765,998,057	9,336,677,770

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成23年 9 月 7 日 至 平成24年 9 月 5 日	第2期 自 平成24年 9 月 6 日 至 平成25年 9 月 5 日
営業収益		
受取利息	3,548,357	4,405,057
派生商品取引等損益	96,241,400	4,807,647,020
その他収益	-	729,300
営業収益合計	92,693,043	4,812,781,377
営業費用		
受託者報酬	2,087,941	3,137,036
委託者報酬	34,242,030	51,447,284
その他費用	417,458	627,291
営業費用合計	36,747,429	55,211,611
営業利益又は営業損失（ ）	129,440,472	4,757,569,766
経常利益又は経常損失（ ）	129,440,472	4,757,569,766
当期純利益又は当期純損失（ ）	129,440,472	4,757,569,766
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	474,481,907	4,284,004,395
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	313,920,823
剰余金増加額又は欠損金減少額	290,001,556	9,147,744,954
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	84,524,186	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	205,477,370	9,147,744,954
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,706,208,439
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,706,208,439
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	313,920,823	4,601,181,063

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第2期 自 平成24年 9月 6日 至 平成25年 9月 5日
項 目	
1. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成24年 9月 5日現在)	第2期 (平成25年 9月 5日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 6,555,953,944口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 3,400,492,389口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 313,920,823円	
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9521円 (10,000口当たりの純資産額 9,521円)	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2.3531円 (10,000口当たりの純資産額 23,531円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成23年 9月 7日 至 平成24年 9月 5日	第2期 自 平成24年 9月 6日 至 平成25年 9月 5日
*1. 分配金の計算過程	*1. 分配金の計算過程
費用控除後の配当等収益額 A - 円	費用控除後の配当等収益額 A 1,167,437円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 B - 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 B 466,877,736円
収益調整金額 C 3,617,436円	収益調整金額 C 4,133,135,890円
分配準備積立金額 D - 円	分配準備積立金額 D - 円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 3,617,436円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 4,601,181,063円
当ファンドの期末残存口数 F 6,555,953,944口	当ファンドの期末残存口数 F 3,400,492,389口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 5円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 13,530円
10,000口当たり分配金額 H - 円	10,000口当たり分配金額 H - 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000 - 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 - 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第1期 自 平成23年 9月 7日 至 平成24年 9月 5日	第2期 自 平成24年 9月 6日 至 平成25年 9月 5日
項 目		

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主としてデリバティブ取引（日経平均株価指数先物取引）に投資しており、価格変動リスク等の市場リスク及び信用リスク等を有しております。 その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同 左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。	同 左

2. 金融商品の時価に関する事項

項 目	期 別	第1期 （平成24年 9月 5日現在）	第2期 （平成25年 9月 5日現在）
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成23年 9月 7日 至 平成24年 9月 5日	第2期 自 平成24年 9月 6日 至 平成25年 9月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同 左

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 平成24年 9月 6日 至 平成25年 9月 5日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第1期 （平成24年 9月 5日現在）	第2期 （平成25年 9月 5日現在）
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
設定元本額 100,000,000円	期首元本額 6,555,953,944円
期中追加設定元本額 23,104,577,291円	期中追加設定元本額 13,568,057,328円
期中一部解約元本額 16,648,623,347円	期中一部解約元本額 16,723,518,883円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

第1期（平成24年9月5日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	日経平均株価指数先物	12,071,040,000	-	12,554,160,000	481,599,600
合計		12,071,040,000	-	12,554,160,000	481,599,600

第2期（平成25年9月5日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	日経平均株価指数先物	14,870,976,000	-	15,848,000,000	975,910,580
合計		14,870,976,000	-	15,848,000,000	975,910,580

（注）時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に表示しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年9月30日現在）

資産総額	7,931,489,635	円
負債総額	271,802,762	円
純資産総額（ - ）	7,659,686,873	円
発行済数量	3,036,150,946	口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.5228	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

- 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

- 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成25年9月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成25年9月末日現在、当社は、254本の証券投資信託（単位型株式投資信託31本、追加型株式投資信託159本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託48本）の運用を行っており、純資産総額は13,550億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期 別 科 目	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
	金 額		金 額	
(資 産 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動資産				
現金預金		5,829,748		6,106,221
有価証券		3,298,206		3,199,988
未収委託者報酬		582,010		743,347
未収運用受託報酬		26,297		148,616
未収投資助言報酬		5,637		5,609
前払費用		34,096		30,946
未収収益		264		121
繰延税金資産		63,345		59,846
その他の流動資産		865		2,899
流動資産合計		9,840,470		10,297,596
固定資産				
有形固定資産 *1		175,209		144,072
建物	36,865		30,613	
器具備品	138,344		113,458	
無形固定資産		2,681		2,364
ソフトウェア	559		242	
電話加入権	2,122		2,122	
投資その他の資産		2,069,959		3,268,958
投資有価証券	1,302,277		1,485,543	
親会社株式	644,952		1,633,632	
長期差入保証金	150,350		138,067	
その他	29,225		29,225	

繰延税金資産	50,664		—	
貸倒引当金	17,510		17,510	
投資損失引当金	90,000		—	
固定資産合計		2,247,851		3,415,395
資産合計		12,088,322		13,712,992

期 別 科 目	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
	金 額		金 額	
(負 債 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動負債				
預り金		9,102		20,437
前受投資助言報酬		2,423		—
未払金		373,562		460,362
未払収益分配金	69		60	
未払償還金	3,795		3,795	
未払手数料	283,314		352,362	
その他未払金	86,383		104,144	
未払費用		244,251		277,360
未払法人税等		120,129		135,348
未払消費税等		24,817		41,206
賞与引当金		119,240		—
流動負債合計		893,527		934,715
固定負債				
退職給付引当金		103,572		253,736
役員退職慰労引当金		27,160		29,850
繰延税金負債		—		329,085
資産除去債務		31,632		32,175
長期末払金		—		15,683
固定負債合計		162,365		660,531
負債合計		1,055,892		1,595,246
(純 資 産 の 部)				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金		566,500		566,500
資本準備金	566,500		566,500	
利益剰余金		9,387,988		9,729,121
利益準備金	179,830		179,830	
その他利益剰余金				
別途積立金	5,718,662		5,718,662	
繰越利益剰余金	3,489,496		3,830,629	
株主資本合計		10,954,488		11,295,621
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		77,941		822,124
評価・換算差額等合計		77,941		822,124
純資産合計		11,032,429		12,117,745

負債純資産合計		12,088,322		13,712,992
---------	--	------------	--	------------

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)		当事業年度 (自 平成 24年 4月 1 日 至 平成 25年 3月 31 日)	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			9,376,702		9,375,527
運用受託報酬			46,228		172,528
投資助言報酬			18,232		17,281
営業収益計			9,441,163		9,565,338
営業費用					
支払手数料			5,120,825		5,049,257
広告宣伝費			197,828		245,879
公告費			1,861		250
受益権管理費			11,275		11,634
調査費			1,284,694		1,205,647
調査費		217,345		284,730	
委託調査費		1,067,349		920,917	
委託計算費			218,981		223,541
営業雑経費			224,765		224,886
通信費		46,975		48,257	
印刷費		166,251		152,770	
諸経費		—		12,246	
協会費		8,409		8,351	
諸会費		3,129		3,261	
営業費用計			7,060,232		6,961,096
一般管理費					
給料			1,106,058		1,230,336
役員報酬		124,707		153,361	
給料・手当		895,319		1,076,974	
賞与		86,032		—	
交際費			18,762		18,065
寄付金			39,015		41,841
旅費交通費			53,988		48,965
租税公課			18,505		22,377
不動産賃借料			200,615		193,493
賞与引当金繰入			119,240		—
退職給付費用			23,022		152,263
役員退職慰労引当金繰入			4,790		5,870
固定資産減価償却費			44,407		36,468
諸経費			340,584		285,230
一般管理費計			1,968,991		2,034,913

営業利益		411,940		569,328

期 別 科 目	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)		当事業年度 (自 平成 24年 4月 1 日 至 平成 25年 3月 31 日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
営業外収益				
受取配当金 *1		19,049		18,795
有価証券利息		4,056		3,326
受取利息		1,442		1,294
約款時効収入		131		13
賞与引当金戻入		—		17,239
雑益		45,964		365
営業外収益計		70,644		41,035
営業外費用				
時効後返還金		1,550		962
信託財産負担金		327		795
固定資産除却損 *2		138		15
雑損		47		35
営業外費用計		2,063		1,808
経常利益		480,521		608,554
特別利益				
投資有価証券売却益		30,950		54,630
投資有価証券償還益		—		30,325
特別利益計		30,950		84,955
特別損失				
投資有価証券売却損		32,200		—
投資有価証券償還損		—		32,247
投資有価証券評価損 *3		—		32,860
貸倒引当金繰入		3,000		—
特別損失計		35,200		65,108
税引前当期純利益		476,271		628,401
法人税、住民税及び事業税	252,318		280,782	
法人税等調整額	23,951	228,366	26,513	254,268
当期純利益		247,904		374,132

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
資本剰余金合計		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	179,830	179,830
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,718,662	5,718,662
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,274,591	3,489,496
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	247,904	374,132
当期変動額合計	214,904	341,132
当期末残高	3,489,496	3,830,629
利益剰余金合計		
当期首残高	9,173,083	9,387,988
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	247,904	374,132
当期変動額合計	214,904	341,132
当期末残高	9,387,988	9,729,121
株主資本合計		
当期首残高	10,739,583	10,954,488
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	247,904	374,132

当期変動額合計	214,904	341,132
当期末残高	10,954,488	11,295,621
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	30,570	77,941
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	47,370	744,183
当期変動額合計	47,370	744,183
当期末残高	77,941	822,124
評価・換算差額等合計		
当期首残高	30,570	77,941
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	47,370	744,183
当期変動額合計	47,370	744,183
当期末残高	77,941	822,124
純資産合計		
当期首残高	10,770,153	11,032,429
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	247,904	374,132
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	47,370	744,183
当期変動額合計	262,275	1,085,315
当期末残高	11,032,429	12,117,745

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 15 年 器具備品 4～15 年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により発生翌期から費用処理することとしております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。
----------------------------	---

[会計方針の変更等]

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

1. 減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

[表示方法の変更]

従来、「投資助言報酬」については、営業収益の「運用受託報酬」に計上しておりましたが、当事業年度より事業運営の実態をより適切に表示するために区分掲記しております。

[追加情報]

（退職給付引当金）

当社は、当事業年度より退職給付制度の大幅な変更に伴い退職給付に係る会計処理をより適正に行うため、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更に伴い、退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額87,114千円を一般管理費に計上しております。

また、平成24年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移換し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

これに伴う確定拠出年金制度への資産の既移換額は8,010千円であり、未移換額は当事業年度末日において、23,521千円であり、その他未払金（流動負債）に7,837千円、長期未払金（固定負債）に15,683千円を計上しております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 43,586 千円 器具備品 133,977 千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 49,838 千円 器具備品 160,968 千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1 日 至 平成 25年 3月 31 日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 16,310 千円 *2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 138 千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 16,310 千円 *2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 15 千円 *3 投資有価証券評価損の内訳は次のとおりであります。 投資先会社の財政状態及び業績等を勘案した結果、投資有価証券評価損32,860千円を特別損失として計上しております。 なお、当該評価損は過年度に計上しておりました投資損失引当金90,000千円の戻入益と投資有価証券評価損122,860千円を相殺したものです。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1)発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

(2)配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日

配当の原資

利益剰余金

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

（２）配当に関する事項

配当金支払額

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月26日
配当の原資	利益剰余金

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また、長期差入保証金はそのほとんどが当社の賃貸契約における敷金であり、賃貸先の信用リスクに晒されておりますが、

契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。また、未収運用受託報酬は投資一任契約の契約先から当社が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,829,748	5,829,748	—
(2)有価証券	3,298,206	3,298,206	—
(3)未収委託者報酬	582,010	582,010	—
(4)未収運用受託報酬	26,297	26,297	—
(5)投資有価証券	600,316	600,316	—
(6)親会社株式	644,952	644,952	—
(7)未払金（未払手数料）	283,314	283,314	—
(8)未払法人税等	120,129	120,129	—

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	6,106,221	6,106,221	—
(2)有価証券	3,199,988	3,199,988	—
(3)未収委託者報酬	743,347	743,347	—
(4)未収運用受託報酬	148,616	148,616	—
(5)投資有価証券	936,443	936,443	—
(6)親会社株式	1,633,632	1,633,632	—
(7)未払金（未払手数料）	352,362	352,362	—
(8)未払法人税等	135,348	135,348	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金預金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、（7）未払金（未払手数料）、（8）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券、（５）投資有価証券、（６）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
非上場株式	701,961	549,100
長期差入保証金	150,350	138,067

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（５）投資有価証券」には含めておりません。また、長期差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,829,748	—	—	—
未収委託者報酬	582,010	—	—	—
未収運用受託報酬	26,297	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,206	397,716	2,960	—
合計	9,736,262	397,716	2,960	—

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	6,106,221	—	—	—
未収委託者報酬	743,347	—	—	—
未収運用受託報酬	148,616	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,199,988	568,739	4,720	—
合計	10,198,173	568,739	4,720	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

		（単位：千円）		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	（１）株式	733,260	605,961	127,298
	（２）債券			
	国債・地方債等	2,718,551	2,718,501	49
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	212,768	204,226	8,542
	小計	3,664,579	3,528,689	135,890
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	（１）株式	9,035	12,350	3,315
	（２）債券			
	国債・地方債等	579,654	579,678	23
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	290,205	302,044	11,839
	小計	878,895	894,073	15,177
	合計	4,543,474	4,422,762	120,712

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

		（単位：千円）		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	（１）株式	1,893,815	618,311	1,275,503
	（２）債券			
	国債・地方債等	2,699,445	2,698,898	546
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	341,998	291,226	50,772
	小計	4,935,258	3,608,436	1,326,822
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	（１）株式	—	—	—
	（２）債券			
	国債・地方債等	299,853	299,880	27
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	534,951	587,088	52,136
	小計	834,804	886,969	52,164
	合計	5,770,063	4,495,405	1,274,658

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 549,100千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	売却額	（単位：千円）	
		売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
（３）その他	198,750	30,950	32,200
合計	198,750	30,950	32,200

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	売却額	（単位：千円）	
		売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	84,630	54,630	—
（２）債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
（３）その他	—	—	—
合計	84,630	54,630	—

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は当事業年度より大幅な変更を行い、確定拠出年金制度（証券総合型ＤＣ岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

	（平成24年3月31日）	（平成25年3月31日）
退職給付債務（千円）	103,572	429,752
（１）年金資産（千円）	—	205,027
（２）退職給付引当金（千円）	103,572	253,736
（３）未認識数理計算上の差異（千円）	—	29,011

（注）当社は前事業年度においては、退職給付債務の算定方法を簡便法により計算する方法によっておりましたが、当事業年度から原則法により計算する方法へ変更しております。

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
（１）勤務費用（千円）（注）1	16,397	40,010
（２）利息費用（千円）	—	4,812
（３）原則法への変更による費用処理額（千円）（注）2	—	87,114
（４）期待運用収益（千円）	—	616
（５）数理計算上の差異の費用処理額（千円）	—	10,118
（６）退職給付費用（千円）	16,397	141,437
（７）その他（千円）（注）3	6,625	10,825

- （注）1. 前事業年度は簡便法を採用しており、退職給付費用は「（１）勤務費用」に計上しております。
2. 当事業年度の期首において、退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更したことにより生じたものであり、一般管理費として一括費用処理しております。
3. 「（７）その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

（１）退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

（２）割引率

前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
—	0.99%

（３）期待運用収益率

前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
—	0.5%

（４）数理計算上の差異の処理年数

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 賞与引当金 45,311 千円	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 賞与引当金 — 千円

退職給付引当金	36,768 千円	退職給付引当金	90,076 千円
役員退職慰労引当金	9,641 千円	役員退職慰労引当金	10,596 千円
ゴルフ会員権評価損	3,231 千円	ゴルフ会員権評価損	3,231 千円
貸倒引当金	6,216 千円	貸倒引当金	6,216 千円
その他有価証券評価差額金	5,674 千円	その他有価証券評価差額金	19,211 千円
投資有価証券評価損	3,002 千円	投資有価証券評価損	3,002 千円
未払広告宣伝費	29,217 千円	未払広告宣伝費	42,193 千円
投資損失引当金	31,950 千円	投資損失引当金	— 千円
資産除去債務	11,229 千円	資産除去債務	11,422 千円
その他	18,184 千円	その他	24,324 千円
繰延税金資産の合計	200,427 千円	繰延税金資産の合計	210,276 千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
負ののれん償却額	28,908 千円	負ののれん償却額	— 千円
その他有価証券評価差額金	48,445 千円	その他有価証券評価差額金	471,745 千円
その他	9,063 千円	その他	7,770 千円
繰延税金負債の合計	86,417 千円	繰延税金負債の合計	479,516 千円
繰延税金資産の純額	114,009千円	繰延税金資産の純額	269,239千円
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	38.0%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.4%
住民税均等割等	0.5%	住民税均等割等	0.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—
還付法人税等	2.7%	還付法人税等	—
その他	1.1%	その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.5%
３．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正		—	
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から38%に変更し、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から35.5%に変更しております。			
この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,842千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19,476千円、その他有価証券評価差額金は6,633千円、それぞれ増加しております。			

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～31年と見積り、割引率は1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
期首残高(千円)	10,933	31,632
有形固定資産の取得に伴う増加額(千円)	20,282	—
時の経過による調整額(千円)	416	543
期末残高(千円)	31,632	32,175

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（３）主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月 1 日 至平成25年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（３）主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向4名	支払手数料の支払（注2）	3,450,056	未払手数料	181,880

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注2）	3,109,435	未払手数料	201,400

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)

1株当たり純資産額	13,372円64銭	1株当たり純資産額	14,688円17銭
1株当たり当期純利益金額	300円49銭	1株当たり当期純利益金額	453円49銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益（千円）	247,904	374,132
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	247,904	374,132
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	11,032,429	12,117,745
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	11,032,429	12,117,745
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	825,000	825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

平成25年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「販売会社」

名 称	資本金の額（百万円） 平成25年3月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	8,000	
藍澤證券株式会社	8,000	
あかつき証券株式会社	2,065	
安藤証券株式会社	2,280	
S M B C フレンド証券株式会社	27,270	
共和証券株式会社	500	
三縁証券株式会社	150	
静岡東海証券株式会社	600	
上光証券株式会社	500	
荘内証券株式会社	100	
高木証券株式会社	11,069	
内藤証券株式会社	3,002	
長野證券株式会社	600	
ニュース証券株式会社	877	
播陽証券株式会社	112	
廣田証券株式会社	600	
ふくおか証券株式会社	2,198	
益茂証券株式会社	515	
丸福証券株式会社	852	
みずほ証券株式会社	125,167	
むさし証券株式会社	5,000	
明和證券株式会社	511	
八幡証券株式会社	1,260	

2【関係業務の概要】

（１）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株（持株比率6.09%）保有しています。

委託会社は、丸福証券株式会社の株式を440,000株（持株比率6.29%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しております。

平成24年12月3日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成25年1月4日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年6月3日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年10月3日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木基仁 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「225ブル型オープン2」の平成24年9月6日から平成25年9月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「２２５ブル型オープン２」の平成25年９月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 助川正文

指定社員
業務執行社員

公認会計士 宝金正典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。